オンライン資格確認における登録データの正確性の確保

1. 新規の誤り事案の 発生を防止

(1) 新規登録データの正確性確保

- 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化 【省令改正:6/1施行】
- やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)により照会を行うこと明確化 【通知改正:6/1施行】

(2) 新規登録データの全件チェック

• 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修を行い、来年度から実施予定】

2. 登録済みデータの点検

(3)全保険者による点検

・全保険者に対し、漢字氏名や住所を確認せずに、3情報一致により個人番号を取得するなど、加入者のデータ登録等を行う際の本来の事務処理要領と異なる方法で行ったことはなかったか点検を要請。該当する加入者情報がある場合には、J-LIS照会による5情報の一致等の確認を行うこととし、6月末までに作業状況の報告を、7月末までに作業結果の報告を求める。

(4)登録済みデータ全体のチェック

• <u>医療情報という特性も踏まえ</u>、入念的に、(3)の点検対象外のものも 含めた**登録済みデータ全体についてJ-LIS照会による確認を実施**。

全件チェックの概要

- J-LIS照会により取得した「生年月日、性別、カナ氏名・漢字氏名、住所」と医療保険のデータ(中間サーバ内のデータ)を突合。
- 被用者保険では、住民基本台帳上の情報によることを要件とせず、本人からの届出に基づいて加入者の登録を行っており、同一人物であっても、住民基本台帳上の情報との不一致が生じる場合がある。
- 不一致の内容に応じて、資格情報や医療情報の閲覧を一時的に停止。**保険者や事業主において既に確認済のものその他確認 可能なものは点検した上で、必要に応じ、ご本人に確認**を求める。本人の情報であることが確認できた場合に、閲覧停止を解除。

医療保険のデータ (中間サーバ)

※登録内容のイメージ

個人 番号	漢字 氏名	カナ氏名	生年月日	性別	住所
*1111	厚労 太郎	לםלב לםל	2001/ 01/06	男	東京都千代田区 霞が関・・
*2222	渡辺 次郎	<u> </u>	1995/ 04/06	男	東京都新宿区・・ (居所登録)
• •	• • •	• • •	• •	• •	

◎ 不一致の状況に応じて、資格情報や 医療情報の閲覧を一時的に停止 個人番号で照会し、 氏名等の情報を突合 【1.6億件】 (過去情報含む)

> **不一致データ** を確認

保険者・事業主チェック



J-LIS(住基)のデータ

※登録内容のイメージ

個人 番号	漢字 氏名	カナ 氏名	生年 月日	性別	住所
*1111	厚労 太郎	コウロウ タロウ	2001/ 01/06	男	東京都千代田区 霞が関・・
*2222	渡邊次郎	<u> </u>	1995/ 04/06	男	北海道札幌市西区・・・・
•			•	•	

◎誤登録でないケースが大宗

名前:外国籍者の表記方法、外字

例)リシュン(Li Shun、李駿)

吉田(吉田)

住所:居所登録、未登録、

マンション・アパート名の表記

不一致事例の取扱い

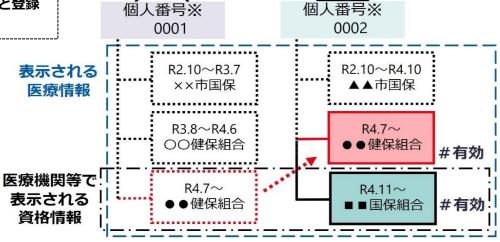
現在加入している医療保険で登録されている情報について、J-LIS照会結果との不一致の内容を踏まえ、 以下の①~③の場合、情報の閲覧を停止。

	生年月日	性別	カナ氏名	漢字氏名	住所	対応
1	どちらか×					資格情報及び医療情報の閲覧を停止
2	0	0	両方× どちらか×		0	医療情報の閲覧を停止
	0	0			×	△次旧₩り⋈見でけ止
3	0	0	0	0	×	医療情報の閲覧を停止 (複数の有効な資格がある場合)



【表示事項】

- 資格情報:直近(保険証 交付年月日が直近) の資格 のみ(マイポータルでは過去 情報も閲覧可)
- **医療情報** (薬剤・特定 健診・診療行為・医療費 通知):過去3年分 (特定健診は5年分)



Bさん

- ※ 令和4年11月までに判明した事例のうち (協会けんぽの自主点検で判明した事例除く)
 - ・ 資格重複事例 (1つの個人番号に、 複数の有効な資格情報が登録)が94%

12

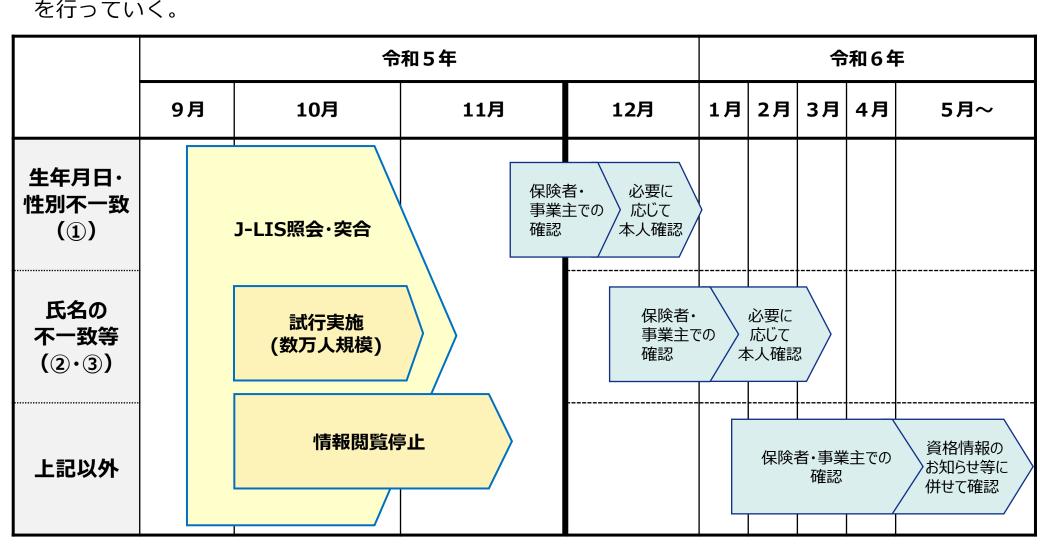
・ 家庭内での取り違え等が6%

過去情報について

- 過去情報の不一致について本人確認を求めることは、現・旧保険者の事務負担に加え、本人の転居等により他人に送付するリスク、 過去の就業歴等が家族・同居人に知られる等のリスクが存在。
 - → 不一致が生じている場合には、**医療情報の閲覧停止等を行う**。なお、マイナポータル上で、住民基本台帳データとの突合を踏まえた 作業により、過去の医療情報等が掲載されていない場合があることを周知する。

今後のスケジュール

○ 11月までに、J-LIS照会・突合を完了させ、不一致の内容を踏まえ情報の閲覧を停止。 その後、優先度に応じて段階的に、保険者・事業主で確認を行った上で、必要に応じ、本人確認



※ 全項目一致の場合には、令和6年5月以降に資格情報のお知らせ等で通知